

令和7年度版

# 横手市がマッチングアプリ代を助成してくれる？

## 若者出会い系応援事業

申請は  
オンラインで  
完結！

横手市では、若者の出会いを後押しするため、対象のインターネットマッチングサービスの利用料の一部を助成します。

★令和6年度に申請した方も、上限額3万円に達するまで追加申請が可能です。

※既に助成した金額と合算して3万円まで

### 対象の要件

- 申請日において、市内に住所を有していること
- 申請日において、18歳以上（高校生を除く）39歳以下の独身であること
- 申請日において、対象のインターネットマッチングサービスを利用していること
- 市税を滞納していないこと
- 横手市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

★令和7年度より、「過去に本助成を受けていないこと」の要件はなくなりました。

### 対象経費

令和6年4月1日から申請日の属する月までのインターネットマッチングサービスの利用料金

※過去に本助成を受けている場合、既に助成した利用料金は対象外です。

※基本プランや機能拡張などの月額料金は対象ですが、ポイントの購入費用は対象外です。

詳しくはホームページをご覧ください。

### 助成金額

#### 利用料金の2分の1（上限30,000円）

※実際に使用した分を実績に応じて、横手にぎわい商品券で交付します。

※商品券は決定通知と一緒に送付します。

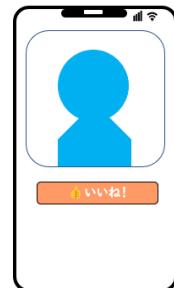
※1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。

### 対象サービス

特定非営利法人結婚相手紹介サービス業認証機構により認証（IMS認証）を受けているサービスのうち5つのサービスが対象

with

Omiāi



pairs

tapple



marrish

裏面もご覧ください→

## 申請に必要なもの

- 対象サービスを利用していることを証明するもの(会員情報のスクリーンショットなど)
- サービス利用料を支払ったことを証明するもの
- 運転免許証、旅券、個人番号カードなどの顔写真つき本人確認書類の写し
- 誓約書兼同意書

※申請の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

## 注意事項

- ・申請時に、**利用料金に応じた期間、サービスを利用している事を確認しますので、退会前に申請**してください。  
例) 4月1日に3か月プランの利用を開始した場合 → 6月中に申請
- ・お1人様、1年度に1度限りの交付となります。
- ・各社のサービス変更に伴い、事業内容を変更する場合があります。
- ・**インターネットマッチングサービスの利用に関するトラブルについて、市は責任を負いかねます。**

## 申請方法

**申請期間／令和7年6月1日～令和8年3月13日**  
**オンライン申請**または下記窓口で申請

**【窓口】** 横手市役所 総務企画部 経営企画課  
〒013-8601 横手市中央町8番2号(本庁舎3階)  
TEL : 0182-35-2164  
E-mail : kikaku@city.yokote.lg.jp

オンライン申請はこちらから



若者出会い応援事業  
ホームページ



申請フォーム

**若い世代の出会い・結婚の応援策として、以下の事業も実施しています。**

### 若者交流促進事業

若い世代の出会いや交流を促進するため、各種イベントを開催しています。

### 若者交際応援事業

若い世代の交際を応援するため、交際の際にかかった費用の一部(上限5万円)を助成します。

### あきた結婚支援センター入会登録料の負担

あきた結婚支援センターに入会する横手市民の登録料1万円を全額負担します。

### 結婚新生活支援事業

婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下で、合算所得が500万円未満の夫婦に最大60万円を補助します(29歳以下…60万円上限、39歳以下…30万円上限)。

### 各事業のホームページ

